

2022年1月14日

自家用電気工作物の点検未実施の発生について

一般財団法人東北電気保安協会

このたび当協会を受託している保安管理業務のお客さまにおいて、低圧絶縁監視装置の運用を停止していたにも関わらず、毎月1回以上の点検を実施していない事案が発生しましたので、お知らせします。

この事案の発生は、当協会の内部監査を通じて確認されたものであり、現在3件の点検未実施が確認されております。

「平成15年経済産業省告示第249号」に基づき、低圧絶縁監視装置運用中は隔月1回以上の点検を実施しますが、装置停止中は毎月1回以上の点検が必要になっております。

しかしながら、本事案においては隔月点検となっておりました。

点検未実施であったお客さまや関係者の皆さまには、ご心配をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

現在、事案の発生について監督官庁（関東東北産業保安監督部東北支部）に第一報を報告するとともに、全数調査と原因究明に向けた対応を行っております。

当協会としましては、調査結果を踏まえ再発防止対策を策定し、二度とこのようなことがないよう徹底してまいります。

以 上